

秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項

第 1 条 乙は、秘密保全に関する訓令（昭和 33 年防衛庁訓令第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する「秘密」、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 96 条の 2 第 1 項に規定する「防衛秘密」又は日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号）第 1 条第 3 項に規定する「特別防衛秘密」（以下「秘密等」という。）であって、秘密の保全に関する特約条項、防衛秘密の保護に関する特約条項又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項に基づき乙が保全又は保護すべきものを当該秘密等に接する権限のない者に漏えい（以下単に「漏えい」という。）したことを甲が証明した場合は、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、次の各号に掲げる基準に従い、甲が指定する期間内に違約金を支払わなければならない。ただし、乙が、当該秘密等の漏えいについて、自己の責に帰すべからざる事由により生じたことを証明したときは、この限りでない。

（1）漏えいした秘密等の区分に応じて、それぞれ次に掲げる金額

ア 「秘密」のときは、契約金額の 100 分の 5

イ 「防衛秘密」のときは、契約金額の 100 分の 7.5

ウ 「特別防衛秘密」のときは、契約金額の 100 分の 10

（2）次のアからウまでの事由に該当する場合には、前号に掲げる金額に、それぞれ当該アからウまでに掲げる金額を加算

ア 秘密等の漏えいが乙の故意又は重大な過失によると認められるときは、前号に掲げる金額と同額

イ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいの事実を直ちに報告しなかったときは、前号に掲げる金額に 100 分の 50 を乗じた金額

ウ 乙が甲に対し、秘密等の漏えいに関し虚偽の報告をしたときは、前号に掲げる金額に 100 分の 50 を乗じた金額

（3）乙が、過去 10 年以内に秘密等を漏えい（当該漏えいが本契約に係るものであるか、甲乙間の他の契約に係るものであるかを問わない。）し、甲により第 1 号のいずれかに該当するものとして違約金を請求されていた場合においては、今回漏えいした秘密等の区分に応じて同号に掲げる金額と同額を加算

（4）前号に規定する場合における当該過去の秘密等の漏えいが第 2 号に掲げる加算事由のいずれかに該当するとされた場合であって、今回の秘密等の漏えいが当該加算事由と同一の事由に該当するときは、前号に掲げる金額の加算に加えて、当該加算事由に応じて第 2 号に掲げる金額と同額を加算

(5) 秘密等の漏えいが、第2号のイ又はウに掲げる事由に該当せず、かつ、乙の極めて軽微な過失によると認められるときは、第1号、第3号及び前号の規定にかかわらず、契約金額の100分の5以内で甲が定める金額

- 2 乙が複数の秘密等を一の行為において漏えいした場合は、漏えいした各秘密等について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 3 乙が甲との間の複数の契約において保全又は保護すべきものとされている秘密等を漏えいした場合において、いずれの契約の履行における漏えいか乙が証明できないときは、当該秘密等が漏えいした疑いがある各契約について算出した違約金の額の最高額をもって違約金の額とする。
- 4 乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わない場合は、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延納利息を甲に支払わなければならない。

第2条 乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間は、乙が甲から秘密等を指定した旨の通知を受けたときから、当該秘密等の指定にかかる期間（甲が当該期間を延長する旨乙に通知した場合は、当該延長後の期間）が終了するまで、又は甲が秘密等の指定を解除するまでとする。ただし、甲が乙に秘密等を提供する場合は、当該秘密等を乙が受領したときからとする。

- 2 前項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間に乙が秘密等を漏えいしたときは、当該期間又は当該期間経過後3年を経過するまでの間、甲は、乙に対して前条の規定に基づく違約金を請求できるものとする。
- 3 本違約金条項が付されている契約が終了し、又は解除された場合であっても、第1項に定める乙が秘密等を保全又は保護する責任がある期間及び前項の規定に基づき甲が乙に対して違約金を請求できる期間は、本違約金条項は、なおその効力を有するものとする。

第3条 本違約金条項の規定は、これに基づく違約金とは別に甲がその損害につき乙に対し賠償を請求することを妨げない。